

重要なお知らせや市の新しい取り組みなどを掲載しています

市政情報

国民年金保険料の免除・納付猶予の受け付け開始

国民年金室 ☎7167-1130・☎7167-8103

国民年金第1号被保険者で、昨年の収入の減少や失業等により国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、申請し承認されると免除・猶予を受けることができます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少等があった場合は、特例免除制度に申請し承認されると免除・猶予を受けることができます。

受付開始日/7月1日

免除・猶予期間/7月～来年6月

申請場所/国民年金室(市役所本庁舎1階)、窓口サービス課(沼南庁舎1階) ※特例免除制度以外は柏駅前行政サービスセンター、出張所も可

☑▶日本年金機構が審査し、結果を通知▶20歳以上の学生のかたは、「学生納付特例制度」で申請可

◎対象者など、詳しくは市のホームページを見るか問い合わせを



▲市のホームページはこちら

救命ボランティア「AED GO」に登録しませんか

警防課 ☎7133-0165・☎7133-8795

市では、市内に設置した AED(自動体外式除細動器)と AEDを導入することのできるかたをつなぐ、スマートフォン向け無料アプリ「AED GO」を導入しています。救助を必要とするかたの命を救うため、救命ボランティアに登録しませんか。

☑ スマートフォンを持っているかた

■ 無料

■ 登録方法

アプリをインストール

ご利用のスマートフォンのアプリストアで「AED GO」と検索し、アプリをインストール

必要情報を入力

同アプリか市のホームページの「AED GO救命ボランティア登録フォーム」で、住所・氏名・メールアドレスなどを入力

「AED GO承認メール」が届く

2~3日後に届くメールから認証して、登録完了

◎登録方法など、詳しくは市のホームページを見るか問い合わせを

市のホームページはこちら▶



「AED GO」とは

「AED GO」とは、心肺停止などで AEDが必要となった人が市内にいると、同アプリに登録した現場の近くにいるボランティアのかたに救命要請が届くアプリです。「現場の位置」「AEDの設置場所」「現場までの距離」が画面上に表示され、ボランティアのかたが近くの AEDを受け取り届けることで、救急車の到着より早く AEDを要救護者の元に届けることができます。



▲ AED GO のアプリはこのマーク

ごみ出し困難者への支援を開始

☑ 利用申請・制度については廃棄物政策課 ☎7167-1140・☎7163-3728
☑ 収集作業については南部クリーンセンター ☎7173-5111・☎7176-4537

市では、ごみを集積場まで運ぶことが困難なかたの玄関先まで伺い、ごみの回収を行うサービスを10月から開始します。

受付開始日/7月1日

☑ 市内在住で、世帯全員が次のいずれかに該当するかた▶要介護3以上▶身体障害者手帳の視覚障害・肢体不自由の1・2級▶療育手帳のAの2以上▶精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級

☑ 無料

☑ 事前に電話連絡の上、廃棄物政策課(市役所本庁舎4階)で配布する申請書に必要事項を書いて、〒277-8505 柏市役所廃棄物政策課へ郵送するか直接持参 ※申請書は市のホームページからダウンロード可。代理人による申請可

☑ 書類審査あり。粗大ごみは同サービスでの回収不可

ごみの収集方法

週1回、指定された曜日
の午前8時30分までに、
用意した収集容器へ
ごみを入れる



ごみ出しカレンダーの分別方法に従って分別し、可燃ごみと容器包装プラスチック類は指定ごみ袋に入れてください。ビン類・缶類・ペットボトルは、それぞれ中身の見えるごみ袋に入れてください。

収集作業員が各家庭を巡回し回収



収集時にごみが出ていないときは、収集作業員がインターホンを鳴らします。応答が無い場合は安否確認のため、収集事務所から緊急連絡先(親族・ケアマネジャーなど)に連絡します。

ご意見を募集します

パブリックコメント

市では、次の条例案について、パブリックコメント(意見公募手続き)により市民の皆さんの意見を募集します。

● 柏市空家等適正管理条例の一部を改正する条例(案)

☑ 「空家等」の定義に長屋を加えるなど、空家等適正管理条例に追加する事項について

☑ 閲覧方法/住宅政策課(市役所分庁舎2の1階)、行政資料室(市役所本庁舎1階)、行政資料コーナー(沼南庁舎1階)、市のホームページ
☑ 提出方法/7月31日(金)までに、住所・氏名(ふりがな)・電話番号と条例名・意見(様式は自由)を書いて、〒277-8505 柏市役所住宅政策課へ郵送(必着)・ファクス・直接持参するか市のホームページで

☑ 住宅政策課 ☎7167-1147・☎7167-7668

市立柏病院建て替え条件の取り組み結果

柏市健康福祉審議会市立病院事業検討専門分科会で答申のあった、病院の建て替え条件達成に向けて、昨年度の取り組み内容と結果を説明します。

☑ 医療公社管理課 ☎7134-6795・☎7134-3838



柏市立柏病院

これまでの経緯

平成29年8月に柏市健康福祉審議会から、市立柏病院の建て替え条件として「病床利用率(平成30年度80パーセント)の達成」「小児科の入院体制のめどが立つこと」の2つが示されました。この答申を受けて、市立柏病院では条件達成に向けた取り組みを進め、平成30年には小児科の入院体制を整えることができました。

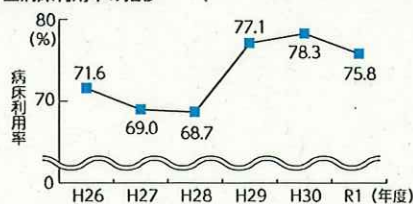
しかし、病床利用率については、平成30年度までに目標を達成できなかったことから、令和元年度も引き続き条件達成に向けた取り組みを行いました。

「病床利用率の向上」に向けた取り組み内容と結果

比較的長期間の入院が可能である地域包括ケア病棟の運用について、在宅医療に関する症例検討会を開催したり、診療所等への訪問を強化したりしました。結果、診療所等の外部施設から地域包括ケア病棟への紹介患者数が、平成30年度は90人だったのに対し、令和元年度は16人に増やすことができました。

しかし、急性期病棟の患者が減少したことで、病床全体の利用率は、75.8パーセント(目標80パーセント)にとどまり、目標達成には至りませんでした。

■ 病床利用率の推移



今後の取り組み

市立柏病院では、新型コロナウイルス感染症の影響で院内感染防止に注力しながら運営しています。病院の建て替えについては、現在の状況に対応しつつ、経営改善を図った上で判断します。